

## 美術の窓(163)

## 浮世絵版画の著作権①

大和文華館館長 浅野秀剛

昨年(2022)の10月24日、音楽教室のレッスンでの演奏が著作権使用料の徴収対象になるかが争われた訴訟で、最高裁は日本音楽著作権協会(JASRAC)側の原告を棄却した。教師の演奏に対する著作権使用料を認める一方、生徒の演奏は対象にならないということが確定したのである。その時、私の頭をよぎったのは、浮世絵の著作権の問題である。

江戸時代における、絵師の、いわゆる著作権は法的には認められておらず、したがって保護もされない。以前、その辺のことを短く書いたことがある。以下、甲野正道著『美術著作権ガイド2019』(全国美術館会議編、美術出版社)から当該部分を引用する。

江戸時代には、本を書いた作者や、絵画や浮世絵版画の絵師の権利を守るという意味での著作権はありませんでした。それに近いのが、類板(他の書物に類似したもの)、重板(他の書物と同一内容のもの)の禁止ですが、それは、著作者の権利を守るというのではなく、本屋の権利を守るというものでした。しかし、浮世絵師が、無断でコピーする者に悩まされた事例を見出すことはできます。

浮世絵師の奥村政信は、延享・寛延(1744～51)の頃、自身の浮世絵版画をそのまま敷き写して出版する不逞者に悩まされていました。千葉市美術館蔵の「禿三幅対」の右端には「此方の絵に、にせるい重板致候間、御しらせ候、以上」(この絵にそっくり似せて描いた作品があるのでお知らせします)とあり、「私方の絵下を直に彫、跡かたもなき絵かきの名印付、にせるい重板致候、御しらせ申候、正名奥村正筆御召可被下候、以上」(私の絵をそのまま写し彫って、存在しない絵師の名を入れた偽物があるのでお知らせし

ます。正しい奥村政信の作品をお求めください。)と画中に記された作品も残されています。事実、政信画の「両国涼見三幅対」(図1)をそのまま敷き写したと思われる、「万月堂」落款の「両国涼見三幅対」(図2)が確認されています。

時代は下って、寛政(1789～1801)中期。喜多川歌麿は「五人美人愛敬競 兵庫屋花妻」のなかに「人まねきらい、しきうつしなし、自力画師哥麿が筆に御面ざしを認めもらい参らせ候へば、……」と記し、自身の絵の自慢、宣伝をしています。それにある「人まねきらい、しきうつしなし」の部分が、人の絵を真似て描くこと、敷き写しすることを非難していることは明らかでしょう。

絵師に著作権のない時代であっても、他の絵師の作品を写す(そっくり真似る)ことが咎められる場合は存在したのです。

これをもう少し補足すると、絵師の著作権は認められていないが、浮世絵版画を制作販売した版元の権利は認められていた。奥村政信の場合、版元として、「万月堂」落款の「両国涼見三幅対」を制作した版元を、重板の禁止に抵触すると訴えることはできたのである(ただし、訴えたところで得るものは少ないので、非現実的であるが)。重板は、いわゆる海賊版なので、取り締まられて当然であるが、幕末期を除けばさすがに事例は多くない。では、類板の場合はどうだろうか。どういふものを類板というのだろうか。本(書籍)の類板は、訴訟例もあり、研究もされているが、浮世絵版画の類板の報告・研究はほとんどないというのが実情である。

浮世絵版画の類板を考える前に、本の類板について、「吉原細見」の例を瞥見してみたい。

「吉原細見」とは、江戸で唯一の公許の遊廓である吉原のガイドブックで

ある。歌麿を育て、写楽の版画を世に出した葛屋重三郎(以下、「葛重」と記す)が出版を始めた安永(1772～81)期は、「吉原細見」を春(1月)と秋(7月)に複数の版元が刊行していた。葛重が初めて「吉原細見」に関わるのは、安永3年春刊「細見鳴呼御江戸」で、版元・鱗形屋孫兵衛の「細見改、卸小売り」としてであった。鱗形屋孫兵衛の下で働いていたのである。それが、安永4年秋刊「籬の花」で版元となる。おそらく、鱗形屋孫兵衛から「吉原細見」の板株(板権)を分けてもらって刊行したのであろう(鱗形屋はこの後も「細見」を出している。それで、板株を譲渡したわけではない)。それ以降、葛重は毎年春秋欠かさず「細見」刊行し続ける。葛重に対抗し「細見」を刊行したのは鱗形屋で、やはり春と秋に刊行し続けたが、安永9年秋版を最後に刊行が途絶える。安永10年(天明1年)春に西村屋と八版が出るが(鱗形屋の板権を借りたのであろう)、葛重版以外の版元による「吉原細見」はそれが最後となる。

そして天明3年(1783)春刊の『五葉松』で、葛重は「吉原細見」の板株の独占を宣言するのである。その細見には、朋誠堂喜三の序文、大田南畝の跋文、朱楽菅江の祝言の狂歌が載るが、

南畝の跋文には「(前略)君の名寄せの株、けふゆづり葉を口にくはへ、五葉の松と題せしは、松にからまる葛屋の板、是を正真正銘の相違あらざる自筆の文、(中略)千代万世もよし原細見、これより毎月あら玉の、年のはじめのときはの松、つきせぬ下葉をちよつとかく」と記されている。したがって葛重は、前年(天明2年)に鱗形屋が所持していた板株を買取り、「吉原細見」の板株すなわち出版権を独占したことが判明する。そうすると、「吉原細見」の板株を所持していない他の版元は、「吉原細見」およびそれに類似する本の出版は、類板禁止に抵触するのでできなくなる。以降、天保(1830～44)中期まで、葛屋重三郎の店が「吉原細見」の刊行を独占することとなったのである。

葛重は「吉原細見」ではうまくいったが、錦絵(当時の浮世絵版画は多色摺の完成形である錦絵の時代である)では、思いのほか苦戦したと思われる。以下は次号。

図1 奥村政信「両国涼見三幅対」左「東京国立博物館蔵(日本版画美術全集 第二巻)講談社、1961年より複写)

図2 万月堂「両国涼見三幅対」より(『原色浮世絵大百科事典 第二巻』大修館書店、1982年より複写)



図1



図2

季刊 美のたより No.221

令和5年1月6日

発行 大和文華館